

平成23年(ワ)第4275号、平成24年(ワ)第4492号、平成25年(ワ)第1433号

判決要旨

福岡地方裁判所第1民事部

第1 被告国に対する請求について

1 労働基準法（昭和22年法律第49号。ただし、昭和47年法律第57号による改正前のもの。）（以下「旧労基法」という。），安衛法（昭和47年法律第57号）（以下「安衛法」という。）に基づく規制権限不行使の違法性

(1) 規制権限不行使の違法性の判断基準

旧労基法及び安衛法は、使用者、事業者に対し、粉じん等による危害を防止するために必要な措置を講じる義務等を定め、これらの義務に関する具体的な内容は、労働省令、政令に委任している。これらの法の目的及び規定の趣旨に鑑みると、主務大臣であった労働大臣、内閣の上記各法律に基づく規制権限は、粉じん作業等に従事する労働者の労働環境を整備し、その生命、身体に対する危害を防止し、その健康を確保することをその主要な目的として、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行使されるべきものであり、労働大臣、内閣によるこのような規制権限の不行使が、具体的な事情の下において、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である。

(2) 石綿関連疾患に関する医学的知見の集積状況

石綿粉じん曝露による石綿肺発症に関する医学的知見は、労働省の委託による昭和32年度の労働衛生試験研究の成果報告が発表された昭和33年3月頃に集積されたものと認めるのが相当である。

また、石綿粉じん曝露による肺がん及び中皮腫発症に関する医学的知見は、

ILO（国際労働機関）及びIARC（国際がん研究機構）によってクリソタイルを含む全種類の石綿による肺がん及び中皮腫発症の危険性が明らかにされた昭和47年に集積されたと認めるのが相当である。

(3) 規制権限不行使の違法性

局所排気装置の設置等の有効な石綿粉じん曝露防止対策が存在した石綿工場等とは異なり、建築作業現場（屋内作業場）における建築作業に従事する労働者の石綿粉じん曝露防止対策としては防じんマスクの着用が唯一有効な手段であるにもかかわらず、建築作業に従事する労働者が自主的、自発的に防じんマスクを着用することを期待できず、事業者により労働者に対する防じんマスクの着用の指示が十分に行われていなかった上、既存の規制が十分に機能しておらず、これらの規制を踏まえても事業者及び労働者による自主的な防じんマスクの着用の徹底を期待することはできなかったという事情の下においては、被告国（労働大臣）は、遅くとも昭和50年10月1日の特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）改正時において、安衛法に基づく省令制定権限を行使して事業者に対して上記の労働者に防じんマスクを使用させることを義務付けるとともに、これに違反した場合の罰則を定めるべきであり、平成7年の特化則改正の前日（平成7年3月31日）までの間、上記省令制定権限を行使しなかったことは、著しく合理性を欠いているというべきである。

また、上記のとおり、防じんマスクの着用の義務付けに係る直接的な規制が不十分であったという事情の下においては、建築作業に従事する労働者の防じんマスク着用に係る規制の実効性を高めるための補助的、補完的手段として、労働者が、自らが使用する建材の石綿含有の有無や石綿粉じん曝露作業により石綿関連疾患を発症する危険性があることを認識させることが重要であり、被告国（労働大臣）は、安衛法に基づく省令制定権限を行使して、
①昭和50年10月1日以降、重量5%以下の石綿含有製品等（石綿含有建

材）について警告表示の規制の対象とせず、その表示の内容として、石綿により引き起こされる石綿関連疾患の具体的な内容、症状等の記載及び石綿粉じん曝露作業に従事する際には必ず防じんマスクを着用する必要がある旨の記載を義務付けず、また、②昭和50年10月1日以降、石綿含有量が重量5%以下の石綿含有製品等（石綿含有建材）を取り扱う建築作業現場を警告表示（掲示）の規制の対象とせず、上記①と同様の警告表示（掲示）を義務付けなかつたことは、著しく合理性を欠いているというべきである。

以上によれば、被告国（労働大臣）が、昭和50年10月1日の特化則改正時以降平成7年の特化則改正の前日（平成7年3月31日）までの間、上記のとおり事業者に対して労働者に防じんマスクを使用させることを罰則をもつて義務付けず、石綿含有建材（石綿含有量が重量5%以下のものを含む。）への警告表示や建築作業現場（石綿含有量が重量5%以下の石綿含有建材を取り扱う建築作業現場を含む。）における警告表示（掲示）の内容として、石綿により引き起こされる石綿関連疾患の具体的な内容、症状等の記載、防じんマスクを着用する必要がある旨の記載をそれぞれ義務付けなかつたことは、国賠法1条1項の適用上違法であるというべきである。

(4) 労働基準法（以下、昭和47年法律第57号による改正前後により区別しない場合には単に「労基法」という。）が適用される労働者（以下「労基法適用労働者」という。）以外の建築作業従事者に対する規制権限不行使の違法性

労基法適用労働者以外の建築作業従事者との関係において、上記(3)の規制権限不行使が国賠法1条1項の適用上違法であるとは認められない。

2 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（以下「労災保険法」という。）に基づく規制権限不行使の違法性

労災保険法とは本来的な目的の異なる安衛法に基づき規定された労働安全衛生規則等の規定と同様の健康障害防止のための規定を、安衛法の適用がない労

災保険の特別加入者について定めることは労災保険法の委任の範囲を超えるものというべきであり、労災保険法に基づく被告国の規制権限不行使が労災保険に特別加入する労基法適用労働者以外の建築作業従事者との関係において違法であるとは認められない。

3 建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「建基法」という。）に基づく規制権限不行使の違法性

(1) 建基法2条7号ないし9号に基づく指定、認定に関する違法性

建基法2条7号ないし9号は建築物の建設、解体等の施工過程における建築作業従事者の生命、健康を保護しているものと解することはできないから、内閣又は建設大臣等が、①建基法2条7号ないし9号に基づき石綿含有建材を使用した構造又は石綿含有建材を耐火構造等として指定、認定し、又は既に行つた指定、認定を取り消さなかったこと、②施工方法に関する条件を付すことなく、建基法2条7号ないし9号に基づき、石綿含有建材を使用した構造又は石綿含有建材を耐火構造等として指定、認定したことが被災者らとの関係において国賠法1条1項の適用上違法であるということはできない。

(2) 建基法90条に基づく規制権限不行使の違法性

建基法90条の「危害」には、専ら工事現場内の建築作業従事者に固有に生じる安全、衛生上の危害を含むと解することはできず、同条に基づき内閣が専ら建築工事現場内の建築作業従事者の安全及び衛生を保護する観点から建築作業従事者に生じる固有の危害を防止するための措置を講じるべき政令を制定する義務を負うものと認めるることはできないから、安衛法に基づく労働者の生命、健康を保護するための規制と同様の技術的基準を制定しなかつたことが国賠法1条1項の適用上違法であるということはできない。

4 毒劇法に基づく規制権限不行使の違法性

石綿を、毒物法上の「劇物」と定めて同法の規制対象とすることは同法による政令への委任の範囲を超えるものというべきであり、被告国には、毒劇法に

に基づき政令により石綿を「劇物」と定める義務はなく、これに基づく規制権限を行使しなかつたことが国賠法上 1 条 1 項の適用上違法となる余地はない。

第 2 被告企業らに対する請求について

民法 719 条 1 項前段に基づく共同不法行為責任に関する主張については、主位的主張、予備的主張いずれについても、関連共同性が認められないから、共同不法行為責任は成立しない。

また、民法 719 条 1 項後段の適用に基づく共同不法行為責任に関する主張については、主位的主張、予備的主張いずれについても、被告企業ら以外の者によって各被災者の損害がもたらされたものではないことの証明がされたものと認めることはできないから、共同不法行為責任は成立しない。

民法 719 条 1 項後段の類推適用に基づく共同不法行為責任については、個別の被災者が従事する建築作業現場において石綿粉じんに曝露する可能性のある状態に置かれた石綿含有建材を製造販売した企業を共同行為者として原告側において特定していない以上、類推の基礎を欠くから、主位的主張、予備的主張いずれについても、共同不法行為責任は成立しない。

第 3 被告国が原告らに対して負う責任及び損害

1 被告国の責任

被告国の昭和 50 年 10 月 1 日の特化則改正時から平成 7 年の特化則改正の前日（平成 7 年 3 月 31 日）までの間（以下「被告国の責任期間」という。）の規制権限不行使は国賠法 1 条 1 項の適用上違法であるから、被告国は、上記期間内に建築作業現場のうち、屋内作業場において、労働者として石綿粉じん曝露作業に従事したこと（ないしこれらの作業により発生する石綿粉じんに間接曝露したこと）により石綿関連疾患を発症した者に対して国賠法 1 条 1 項に基づく責任を負う。

2 責任期間外の曝露期間が一定期間以上ある被災者の石綿関連疾患発症と被告国の規制権限不行使との間の因果関係について

石綿粉じん曝露による石綿肺、肺がん、中皮腫という石綿関連疾患の発症については、曝露量が多くなるに従ってその発症の危険性は高まるのであり、被告国の責任期間内に労働者として石綿粉じん曝露作業に従事していた者については、この期間の石綿粉じん曝露により石綿関連疾患を発症する危険性が高まっているものと認められ、被告国の責任期間外の石綿粉じん曝露と不可分一体となって石綿関連疾患を発症したものと推認することができ、被告国の責任期間外のみの石綿粉じん曝露によって石綿関連疾患を発症したものと認めることはできない。

3 慰謝料額の算定方法

(1) 基準となる慰謝料額

基準となる慰謝料額は、原告らないし被災者らが労災保険給付等を受領していることを考慮した上で、以下のとおりとする。

- ① 石綿肺（じん肺管理区分の管理2）で合併症あり 1300万円
- ② 石綿肺（じん肺管理区分の管理3）で合併症あり 1800万円
- ③ 石綿肺（じん肺管理区分の管理4）、肺がん、中皮腫 2200万円
- ④ 石綿関連疾患による死亡 2500万円

(2) 慰謝料額の修正要素

ア 被告国の責任期間内に労働者として石綿粉じん曝露作業に従事した期間が短期間の者については、10%から70%の範囲で基準となる慰謝料額を減額するのが相当である。

イ 肺がんを発症した被災者のうち喫煙歴がある者の慰謝料を定めるにあたっては、慰謝料額の10%を減額するのが相当である。

(3) 被告国の責任の性質を踏まえた修正

被告国の責任は事業者の責任を補完する二次的なものにとどまり、事業者の責任に対して補充的なものであるといわざるを得ないことや、被告国は、不十分ではあるものの石綿関連疾患発症防止のための規制権限を一定程度行

使してきたものであり、被告国の規制権限不行使が違法と評価される部分は一部に限定されていること、被告国の規制権限不行使がなければ被災者の被害がすべて回避できたとまでは認められないこと等の事情を総合考慮すると、被告国が被告国の責任が肯定される被災者に対して負うべき損害賠償義務は、損害の公平な分担の見地から、それぞれの損害の3分の1（計算上端数がある場合は円未満を切り捨てる。以下同じ。）を限度とするのが相当である。

以上

